

# 2月16日(火)から申告窓口開設 税の申告はお早めに

所得税や市県民税などの申告時期です。自宅から郵送などで早めに提出しましょう。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によって受付体制が変わる場合があります。最新情報は本市ホームページをご覧ください。

## 所得税と復興特別所得税の 確定申告

図 前橋税務署  
☎027・224・4371



### ● 申告・相談窓口

日時 Ⅱ (平日) 2月16日(火)～3月15日(月) (休日) 2月21日(日)・28日(日)、9時～16時

会場 Ⅱ K'BIX元氣21まえばし

その他 Ⅱ 期間中は前橋税務署庁舎での申告相談は実施していません

### ● 周辺道路の混雑緩和に協力を

期間中は、会場に隣接する駐車場(上図P5)や周辺道路が大変混雑します。公共交通機関かP1～P4の駐車場を利用してください。

### ● 申告会場の感染防止策

会場では新型コロナウイルス感染症の感染防止策を実施しています。  
① 入場には、入場整理券が必要です  
② 入場時に検温を実施。37.5度以上の発熱や咳などの症状が

ある場合は入場できません  
③ 会場ではマスクを常時着用して、会場入口などで手指消毒をお願いします  
④ 会場には申告者のみで来てください。介助を要するなどの理由でも必要最小限の人数でお願いします。  
なお、感染リスクを軽減するため、自宅からのe-Taxやスマホ申告をできる限り利用してください。



### ● ふるさと納税ワンストップ

#### 特例の申請者は申告時に注意

寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用に関する申請書を提出した人が、医療費控除や住宅ローン控除などのために確定申告をする場合は、特例の適用を受けることができません。  
また、確定申告には全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

### ● 医療費控除の添付書類

医療費控除の適用を受ける人は、これまで添付・提示が必要だった領収書に代えて、「医療費控

除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書は自宅で5年間保管してください。

### ● 公的年金等の受給者は 確定申告が不要

公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得の金額が20万円以下の場合には、確定申告の必要はありません(外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収対象外の年金などを受給している人は申告が必要です)。



市民税課 竹谷 真那人

e-Taxは数字を入力すると自動計算してくれて、自宅にいなが待ち時間なしで申告できるのでとても便利です。今年はぜひe-Taxを試してみてください。  
また、各窓口では感染防止策を実施しています。マスクの着用など、協力をお願いします。

## 市・県民税の申告

図 市民税課  
☎027・898・6203

申告会場の混雑緩和のため、申告書はできる限り郵送で提出してください。申告書は、左記二次元コードから作成できます。郵送時には申告書と下表の該当書類を同封してください。

会場の混雑状況によっては入場制限をかける場合があります。特に2月16日(火)～18日(木)の3日間は大変混雑します。



### ● 申告・相談窓口

現在、新議会棟の整備のため、市役所駐車場の一部が使用できません。できるだけ公共交通機関を利用してください。

### 期間・会場など Ⅱ 表1のとおり

### ● 申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

- ① 営業等、地代や家賃、配当、

農業などの所得があった  
② 給与収入か公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加があった  
③ 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだった  
④ 確定申告したが、上場株式等の配当所得などを所得税と市・県民税で異なる課税方式(所得税では総合課税、市・県民税では申告不要など)を選択する(選択により国民健康保険税などが変わる場合があります)。

### ● 申告に必要なもの

① マイナンバーカードか通知カード(現在の氏名・住所が記載されている場合に限る)などマイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類  
② 印鑑、筆記用具、電卓など  
③ 昨年中に所得がある人は表2のとおり(源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支内訳書など)  
④ 各種控除を受ける人は表3のとおり。

表1 市・県民税申告窓口

期日	会場	対象者の地区	受付時間
〈平日〉2月16日(火)～3月15日(月) 〈休日〉2月21日(日)・28日(日) (市役所市民税課のみ)	市役所市民税課	市内全地区	9時～16時 (番号札の配布は8時30分開始)
	大胡・宮城・粕川・富士見支所	各支所地区	9時～11時30分、13時～16時

表2 各収入がある場合に提出する書類

収入の種類	提出書類
事業収入(営業・農業)	収支内訳書か申告書裏面の6事業所得(営業等・農業)に記入
不動産収入	収支内訳書か申告書裏面の7不動産所得(家賃・地代等)に記入
配当収入	配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
給与収入	給与所得の源泉徴収票 ※源泉徴収票のない人は給与の明細書など(昨年1月～12月)
公的年金等の収入	公的年金等の源泉徴収票
公的年金以外の雑収入	支払証明書など収入・必要経費の分かる物
一時収入	収入・必要経費の分かる物

表3 各控除に必要な書類※1

控除の種類	提出書類
医療費控除	医療費控除の明細書(医療費通知を使用して申告する場合は医療費通知原本も合わせて提出)
社会保険料控除	控除証明書・領収書など
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書(※2)など
勤労学生控除	学生証(学校や法人から交付される証明書)
扶養控除(被扶養者が国外居住の場合)	親族関係書類および送金関係書類
寄附金控除	寄附金の領収書・証明書

※1 証明書などを紛失した場合には、各発行元に問い合わせてください。  
※2 障害者控除対象者認定書の発行には要件があります。詳しくは、介護保険課(☎027-898-5863)に問い合わせてください。  
※3 郵送時には、申告書に表2・3の書類(コピー可)と本人確認書類(コピー)を同封してください。